

令和3年2月1日  
中部地方整備局

## 独占禁止法違反行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : ①アルフレッサ(株) 東京都千代田区内神田1-12-1  
及び住所 ②(株)スズケン 愛知県名古屋市東区東片端町8  
③東邦薬品(株) 東京都世田谷区代沢5-2-1
- 指名停止措置期間 : 令和3年2月1日から令和3年5月31日まで(4ヵ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内

## 4. 事 実 概 要

公正取引委員会は、独立行政法人地域医療機構が実施する医薬品購入契約に係る入札談合事件について犯則調査を行ってきたところ、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料し、アルフレッサ(株)、(株)スズケン、東邦薬品(株)の3社を令和2年12月9日検察庁に刑事告発した。

また、東京地検特捜部は同日、独禁法違反(不当な取引制限)罪で、上記3社を起訴、各社の担当幹部ら計7人を在宅起訴した。

## 5. 指名停止措置理由

有資格業者である上記3社が、独禁法違反の罪で刑事告発、起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第5号(下記参照)に該当する。

よって、本件の指名停止期間は、4ヵ月(全国対応案件:有資格登録該当整備局のみ)とする。

## &lt;指名停止措置要領 別表第2&gt;

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く)。	当該認定をした日から 2ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 鈴木 秀一  
契約課長補佐 野田 純大 電話番号(052)953-8138